

別表

部 門	分 野	名 称	基 準	表彰数	表 彰 時 期	担 当 課
厚 生	福 祉	優良民生委員 児 童 委 員	民生委員・児童委員としての業務に 20年以上精励し、他の模範となる者	5	富山県社会 福祉大会	厚生企画課 (こども家庭 室)
		社会福祉事業 等	1. 社会福祉施設従事者 社会福祉施設従事者(社会福祉施設 の長を含む。)として、15年以上その 業務に精励し、他の模範となる者 2. 老人保健施設従事者 老人保健施設従事者(老人保健施設 の長を含む。)として、15年以上その 業務に精励し、他の模範となる者 3. 社会福祉事業活動者 (1) 個人 社会福祉事業の分野において、役 員にあつては10年以上又は児童ク ラブの指導者にあつては15年以上活 動し、優れた功績のあつた者 (2) 団体 社会福祉事業の推進に10年以上 優れた功績があり、他の団体の模範 となるもの 4. 自立更生者 障害者であつて、よくその障害を克 服し、他の障害者の模範となる者で、 次の各号に該当する者 (1) 勤続年数が10年以上の者 (2) 年齢が40歳以上の者 (3) 身体障害者にあつては、障害 の程度が4級以上の者	27	富山県社会 福祉大会又 は随時	厚生企画課 (高齢福祉課) (こども家庭 室) (障害福祉課)
		更生保護事業	1. 保護司 保護司としての業務に15年以上 精励し、他の模範となる者 2. 更生保護女性会員 更生保護女性会員として15年以 上活動し、優れた功績のあつた者 3. その他 非行少年との交流を通じて更生 への援助活動等を行い、10年以上 優れた功績のあつた者	5	富山県更生 保護大会	厚生企画課
		援 護 事 業	1. 個人 援護事業の分野において活動し、次 の各号のいずれかに該当する者 (1) 援護事業に10年以上従事し、 特に優れた功績のあつた者 (2) 役員10年以上で、優れた功績 のあつた者 2. 団体 援護事業の推進に10年以上優れた 功績があり、他の団体の模範となるも の	(20)	各団体の記 念大会	厚生企画課

部 門	分 野	名 称	基 準	表彰数	表 彰 時 期	担 当 課
厚 生	福 祉	国民健康保険事業	国民健康保険事業関係役員として10年以上業務に精励し、他の模範となる者	4	随時	厚生企画課
	医 療	医 療 事 業	医療事業者として従事し、次の各号のいずれかに該当する者 1. 20年以上業務に従事し、特に優れた功績のあった者 2. 労苦の多い分野に20年以上業務に従事し、優れた功績のあった者 3. 学術研究・技術改善等を通じて医療の発展向上に功績のあった者	8 (20)	各団体の総会及び記念大会	医 務 課
	保 健 衛 生	公衆衛生事業	1. 個人 公衆衛生事業の分野において、10年以上活動し、優れた功績のあった者 2. 団体 公衆衛生事業の推進に10年以上優れた功績があり、他の団体の模範となるもの	5	随時	健康対策室 (こども家庭室)
		保 健 衛 生 ・ 生活衛生事業	1. 個人 保健衛生、生活衛生事業の分野において、10年以上活動し、優れた功績のあった者 2. 団体 保健衛生、生活衛生事業の推進に10年以上優れた功績があり、他の団体の模範となるもの	8	各団体の大会及び記念行事	生活衛生課
		食品衛生事業	1. 個人 食品衛生事業の分野において活動(従事)し、次の各号のいずれかに該当する者 (1) 営業歴10年以上又は食品衛生関係業務に20年以上従事し、優れた功績のあった者 (2) 食品衛生に関する技術改善、発明のあった者で、優れた功績のあった者 2. 施設 食品営業施設として優良な施設で、次の各号に該当するもの (1) 営業年数が10年以上であるもの (2) 施設建築後2年以上経過しているもの	6	各団体の総会及び大会	生活衛生課

	薬事	薬事	<p>1 個人 薬業の分野において活動し、次の各号のいずれかに該当する者 (1) 役員として15年以上活動し、優れた功績のあった者 (2) 薬事関係業務に20年以上従事し、優れた功績のあった者 (3) 薬業界の振興に寄与し、優れた功績のあった者</p> <p>2 団体 薬業界の振興に10年以上優れた功績があり、他の団体の模範となるもの</p>	10	各団体の総会及び記念事業	薬事指導課 (くすり振興課)
教育	社会教育	青少年健全育成	<p>1 青少年の健全育成又は青少年の社会参加の促進に関する功勞の積み重ねが10年以上で、他の模範となる個人又は団体</p> <p>2 青少年指導者として、青少年団体、サークル等の組織づくり及びその育成指導者に15年以上従事し、特に顕著な功績があった個人</p>	3以内	「全国青少年健全育成強化月間青少年育成富山県大会」の開催日	こども家庭室

(注) 1. 表彰数欄の()は、5年間の表彰数である。

2. 担当課欄の()は、協議すべき課である。